

鹿屋体育大学系規則

〔平成23年 2月 7日〕
規 則 第 1 号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿屋体育大学学則第7条の規定に基づき、系の組織その他必要な事項について定めるものとする。

(系の組織)

第2条 各系は、次の教育及び研究を行う組織とする。

(1) スポーツ・武道実践科学系

スポーツ・武道における人間の限界への挑戦と身体知の教育及び継承を目指して、身体運動の理論、トレーニング及び稽古の理論、コーチング及び身体知伝承の理論を実践的・統合的に構築するとともに、先進的・汎用的な指導法や指導者養成システムを開発し、トップレベルの競技者の輩出やスポーツ・武道を実践的に指導できる専門家を育成するための教育研究を行う。

(2) スポーツ生命科学系

健康な身体から限界へ挑戦する身体を対象とし、身体が運動に適応する仕組みの解明を目指して、スポーツ活動や長期間のトレーニングが身体の生命機能に及ぼす影響・効果を、身体を構成している細胞レベルから組織・器官レベルに至るまで自然科学的実験・調査法を用いて考究し、「スポーツ活動と生命・健康科学」に関する様々な自然科学的課題を解決できる専門家を育成するための教育研究を行う。

(3) スポーツ人文・応用社会科学系

生涯スポーツ、競技スポーツ及び健康づくりの推進による国民の活動的なスポーツライフの実現を目指して、スポーツ・健康の意義や価値、スポーツ活動の普及・マネジメントなどについて人文・応用社会科学的な観点から考究し、豊かな教養を有し、スポーツライフを理論的、実践的に企画・運営、推進できる専門家を育成するための教育研究を行う。

2 前項各号の系は、当該分野を教育研究上の専攻分野とする教員をもって構成する。

(系主任等)

第3条 各系に、次に掲げる系主任及び系副主任を置く。

(1) 系主任 1人

(2) 系副主任 2人

2 系主任は、当該系所属の専任の教授のうちから系の意見に基づき、学長が任命する。

3 系副主任は、当該系所属の専任の教授又は准教授のうちから系主任の意見に基づき、学長が任命する。

4 系主任及び系副主任は、原則として、学長補佐、附属図書館長、学内共同教育研究施設の長及び保健管理センター所長を兼任することはできない。

5 学長は、系主任及び系副主任を任命したときは、教育研究評議会に報告するものとする。

(系主任等の職務)

第4条 系主任は、当該系に関する次の事項について、連絡調整に当たるものとする。

- (1) 系所属教員に係る人事、予算配分等に関する事項
- (2) 教育課程の編成、授業の実施、学生の指導及び研究推進に係る系の業務に関する事項
- (3) その他系の運営に関する事項

2 系副主任は、主任を補佐し、主任に事故があるときは主任の職務を代行し、主任が欠員のときはその職務を行う。

(系主任等の任期)

第5条 系主任及び系副主任の任期は、2年とし、再任することができる。ただし、引き続き4年を超えてはならない。

- 2 前項の系主任又は系副主任に欠員を生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の残任期間については、第1項ただし書に定める4年には算入しない。

(系会議)

第6条 各系に、系の運営に関し協議する系会議を置く。

- 2 系会議は、系所属の助教以上の教員をもって組織する。

(系会議の招集及び議長)

第7条 系会議に議長を置き、系主任をもって充てる。

- 2 議長は、系会議を主宰する。
- 3 系会議は、月1回の定例会の他、議長が必要に応じて開催する。

(系会議の運営)

第8条 系会議の運営は、第4条第1項に定める事項について連絡・意見交換することを基本に、当該系の実情に即して行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 系主任及び系副主任の最初の任期は、平成23年4月1日を起算日とする。
- 3 鹿屋体育大学体育学部系規則(平成16年4月1日規則第10号)及び鹿屋体育大学大学院体育学研究科系規則(平成16年4月1日規則第11号)は、廃止する。